

## 議題 2

### 広島市教育委員会規則の一部改正について

- 1 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について (議案第 39 号) 6
- 2 広島市教育委員会公印規則の一部改正について (議案第 40 号) 18
- 3 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について (議案第 41 号) 22
- 4 広島市立特別支援学校学則の一部改正について (議案第 42 号) 26
- 5 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について (議案第 43 号) 29

平成25年11月19日提出

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正  
について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市立広島中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の管理運営の基本的事項及び学校教育法の実施に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年12月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 1 1 月 日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部  
を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和 4 2 年広島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

「第 6 章 特別支援学校

目次中 第 1 節 学校の組織編制等（第 6 9 条）  
第 2 節 職員（第 7 0 条～第 7 3 条）  
第 3 節 規定の準用（第 7 4 条） を  
」

「第 5 章の 2 中等教育学校

第 1 節 学校の組織編制等（第 6 8 条の 2）  
第 2 節 職員（第 6 8 条の 3～第 6 8 条の 7）  
第 3 節 規定の準用（第 6 8 条の 8）

第 6 章 特別支援学校

第 1 節 学校の組織編制等（第 6 9 条）  
第 2 節 職員（第 7 0 条～第 7 3 条）  
第 3 節 規定の準用（第 7 4 条）

第 7 章 雑則（第 7 5 条～第 7 7 条）

に改める。

第 1 条中「〔高等学校〕という。）」の右に「、中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）」を加える。

第 1 4 条中「第 6 6 条第 1 項」の右に「及び広島市立中等教育学校学則（平成 2 5 年広島市教育委員会規則第 9 号）第 1 4 条第 2 項」を加える。

第 6 8 条の次に次の 1 章及び章名を加える。

第 5 章の 2 中等教育学校

第 1 節 学校の組織編制等

（学校の組織編制等）

第 6 8 条の 2 中等教育学校の組織編制、教育課程、修業年限その他学校の

管理運営に関する事項はこの規則に定めるもののほか、広島市立中等教育学校学則の定めるところによる。

## 第2節 職員

(教職員等)

第68条の3 中等教育学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 前項の職員のほか必要があるときは、中等教育学校に主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、実習助手、事務長補佐、主任、学校栄養職員、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。

3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

4 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

5 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

6 第2項の職員のうち、実習助手は実習教員又は実習教諭と称することができる。

(校務分掌)

第68条の4 校長は、毎学年度の初めに、当該年度における職員の校務分掌を定めなければならない。

(教務主任等)

第68条の5 中等教育学校に、教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。

2 中等教育学校に保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、これを置かないことができる。

3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 8 校長は、第1項から第7項までに規定する主任等のほか、必要があるときは、中等教育学校に、校務を分担する主任等を置くことができる。
- 9 前8項に規定する主任等の命免は、校長が行う。

(司書教諭)

第68条の6 中等教育学校に、司書教諭を置く。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 3 司書教諭は、当該学校の教諭のうち司書教諭の講習を修了した者をもって充てる。
- 4 司書教諭の命免は、校長が行う。

(教育委員会への報告)

第68条の7 校長は、第68条の4の規定により職員の校務分掌を定めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(職員の専決)

第68条の8 校長は、その権限に属する事務の一部を、教育長の定める基準に従い、職員に専決させることができる。

### 第3節 規定の準用

(規定の準用)

第68条の9 第15条から第19条まで、第21条、第22条、第29条、第31条から第34条まで及び第43条から第54条までの規定は、中等教育学校にこれを準用する。ただし、第15条から第19条まで、第22条及び第48条の規定は、中等教育学校の後期課程については準用しない。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

新旧対照表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 幼稚園</p> <p>    第1節 学校の組織編制等（第7条）</p> <p>    第2節 職員（第8条・第9条）</p> <p>    第3節 規定の準用（第10条）</p> <p>第3章 小学校及び中学校</p> <p>    第1節 就学（第11条～第22条）</p> <p>    第2節 学年、学期、休業日等（第23条～第26条）</p> <p>    第3節 教育活動（第27条～第37条）</p> <p>    第4節 職員（第38条～第47条）</p> <p>    第5節 学校予算・学校納入金会計等（第48条・第49条）</p> <p>    第6節 施設、設備等の管理（第50条～第54条）</p> <p>第4章 高等学校</p> <p>    第1節 学校の組織編制等（第55条）</p> <p>    第2節 職員（第56条～第61条）</p> <p>    第3節 規定の準用（第62条）</p> <p>第5章 併設型中学校及び併設型高等学校（第63条～第68条）</p> <p>第6章 特別支援学校</p> <p>    第1節 学校の組織編制等（第69条）</p> <p>    第2節 職員（第70条～第73条）</p> <p>    第3節 規定の準用（第74条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 幼稚園</p> <p>    第1節 学校の組織編制等（第7条）</p> <p>    第2節 職員（第8条・第9条）</p> <p>    第3節 規定の準用（第10条）</p> <p>第3章 小学校及び中学校</p> <p>    第1節 就学（第11条～第22条）</p> <p>    第2節 学年、学期、休業日等（第23条～第26条）</p> <p>    第3節 教育活動（第27条～第37条）</p> <p>    第4節 職員（第38条～第47条）</p> <p>    第5節 学校予算・学校納入金会計等（第48条・第49条）</p> <p>    第6節 施設、設備等の管理（第50条～第54条）</p> <p>第4章 高等学校</p> <p>    第1節 学校の組織編制等（第55条）</p> <p>    第2節 職員（第56条～第61条）</p> <p>    第3節 規定の準用（第62条）</p> <p>第5章 併設型中学校及び併設型高等学校（第63条～第68条）</p> <p><u>第5章の2 中等教育学校</u></p> <p>    <u>第1節 学校の組織編制等（第68条の2）</u></p> <p>    <u>第2節 職員（第68条の3～第68条の7）</u></p> <p>    <u>第3節 規定の準用（第68条の8）</u></p> <p>第6章 特別支援学校</p> <p>    第1節 学校の組織編制等（第69条）</p> <p>    第2節 職員（第70条～第73条）</p> <p>    第3節 規定の準用（第74条）</p> <p><u>第7章 雑則（第75条～第77条）</u></p> <p>附則</p>



第2節 職員(教職員等)

第68条の3 中等教育学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 前項の職員のほか必要があるときは、中等教育学校に主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、実習助手、事務長補佐、主任、学校栄養職員、技能職員、業務職員及び給食調理員を置くことができる。

3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

4 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

5 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

6 第2項の職員のうち、実習助手は実習教員又は実習教諭と称することができる。

(校務分掌)

第68条の4 校長は、毎学年度の初めに、当該年度における職員の校務分掌を定めなければならない。

(教務主任等)

第68条の5 中等教育学校に、教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。

2 中等教育学校に保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、これを置かないことができる。

3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

現 行	改 正
	<p>5 <u>生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p>6 <u>進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p>7 <u>保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u></p> <p>8 <u>校長は、第1項から第7項までに規定する主任等のほか、必要があるときは、中等教育学校に、校務を分担する主任等を置くことができる。</u></p> <p>9 <u>前8項に規定する主任等の命免は、校長が行う。</u></p> <p><u>(司書教諭)</u></p> <p><u>第68条の6 中等教育学校に、司書教諭を置く。</u></p> <p>2 <u>司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。</u></p> <p>3 <u>司書教諭は、当該学校の教諭のうち司書教諭の講習を修了した者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>司書教諭の命免は、校長が行う。</u></p> <p><u>(教育委員会への報告)</u></p> <p><u>第68条の7 校長は、第68条の4の規定により職員の校務分掌を定めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(職員の専決)</u></p> <p><u>第68条の8 校長は、その権限に属する事務の一部を、教育長の定める基準に従い、職員に専決させることができる。</u></p> <p><u>第3節 規定の準用</u></p> <p><u>(規定の準用)</u></p> <p><u>第68条の9 第15条から第19条まで、第21条、第22条、第29条、第31条から第34条まで及び第43条から第54条までの規定は、中等教育学校にこれを準用する。ただし、第15条から第19条まで、第22条及び第48条の規定は、中等教育学校の後期課程につ</u></p>

現 行	改 正
<p>第6章 特別支援学校</p> <p>第1節 学校の組織編制等 (学校の組織編制等)</p> <p>第69条 特別支援学校の組織編制、教育課程、修業年限          その他学校の管理運営に関する事項は、この規則に定め          るもののほか、広島市立特別支援学校学則（昭和57年          広島市教育委員会規則第21号）の定めるところによ          る。</p> <p>第2節 職員 (教職員等)</p> <p>第70条 特別支援学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、          事務長、事務職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師          を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、特別支援学校に          主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師（非常勤を含む。）、          実習助手、学校栄養職員、技能職員、業務職員、給食調          理員及び介助員を置くことができる。</p> <p>3 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の          一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさど          る。</p> <p>4 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並び          に教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実          のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>5 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第3          項の規定にかかわらず、校長及び教頭を助け、命を受け          て校務の一部を整理し、並びに児童若しくは生徒の養護          又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置く          ことができる。</p> <p>6 特別の事情があるときは、第1項の規定にかかわら          ず、教諭に代えて助教諭を、養護教諭に代えて養護助教          諭を置くことができる。</p> <p>7 第2項の職員のうち、実習助手は実習教員又は実習教          諭と称することができる。</p> <p>(部主事)</p> <p>第71条 特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、</p>	<p><u>いては準用しない。</u></p> <p>第6章 (現行に同じ。)</p>

現 行	改 正
<p>省令第125条に規定する主事を置く。</p> <p>(校務分掌)</p> <p>第72条 特別支援学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。</p> <p>2 特別支援学校の中学部及び高等部に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。</p> <p>3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、連絡調整及び指導、助言に当たる。</p> <p>7 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。</p> <p>8 校長は、第1項から第7項に規定する主任等のほか、必要があるときは、特別支援学校に校務を分担する主任等を置くことができる。</p> <p>9 前8項に規定する主任等の命免は、校長が行う。</p> <p>(司書教諭)</p> <p>第73条 特別支援学校に、司書教諭を置く。</p> <p>2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。</p> <p>3 司書教諭は、当該学校の教諭のうち司書教諭の講習を修了した者をもつて充てる。</p> <p>4 司書教諭の命免は、校長が行う。</p> <p>第3節 規定の準用</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第74条 第21条、第29条、第31条から第33条まで、第39条、第42条から第54条まで及び第61条</p>	

現 行	改 正
<p>の規定は、特別支援学校にこれを準用する。この場合において、第31条中「小学校及び中学校」とあるのは「特別支援学校」と、「第27条第1項及び第28条第1項」とあるのは「広島市立特別支援学校学則第7条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第18条、第19条、第22条及び第35条第2項の規定は、特別支援学校の小学部及び中学部にこれを準用する。</p> <p>第7章 雑則 (備え付けるべき表簿及びその保管)</p> <p>第75条 学校において備え付けなければならない表簿は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校沿革誌</li> <li>(2) 卒業証書授与台帳</li> <li>(3) 懲戒台帳</li> <li>(4) 辞令書写簿</li> <li>(5) 命令簿(旅行、校務分掌、学級担任、宿日直)</li> <li>(6) 諸届出願書綴</li> <li>(7) 諸規則綴</li> <li>(8) 公文書綴</li> <li>(9) 宿日直日誌</li> <li>(10) 保健日誌</li> <li>(11) 学校給食日誌</li> <li>(12) 校地、校舎の図面</li> <li>(13) 諸統計書綴</li> </ol> <p>2 前項各号に掲げる表簿のうち、学校沿革誌、卒業証書授与台帳は永久保存とし、その他の表簿は5年保存とする。</p> <p>(報告事項)</p> <p>第76条 教育委員会に対して校長が行なう報告については、別に定めるところによる。</p> <p>(実施規定)</p> <p>第77条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>第7章 (現行に同じ。)</p>

平成25年11月19日提出

広島市教育委員会公印規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市立広島中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の学校長印及び学校長職務代行者印の管理について定める等所要の改正を行うものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年12月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 1 1 月 日

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会公印規則（昭和 2 5 年 1 2 月 1 日広島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「縮小した」を「伸縮した」に改める。

別表第 1 広島市立学校長印の項及び広島市立学校長職務代行者印の項中

「高等学校  
「高等学校」を 中等教育学校」  
に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

新旧対照表 (広島市教育委員会公印規則)

現 行	改 正
<p>(印影の印刷)</p> <p>第8条 公印の押なつを要する文書のうち教育委員会が印影(その印影を縮小したもの及びその印影を電子計算機に記録したものを含む。以下同じ。)の印刷により公印の押なつに代えることが適当と認めて告示した文書については、その印影の印刷により公印の押なつに代えることができる。</p> <p>2 管理者は、印影及び印影の印刷をした文書の偽造及び不正使用等を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 管理者は、印影の印刷によることをやめたときはその旨を総務課長に通知し、かつ、当該印影が電子計算機に記録したものであるときにあつては、その記録を電子計算機から消去しなければならない。</p>	<p>(印影の印刷)</p> <p>第8条 公印の押なつを要する文書のうち教育委員会が印影(その印影を伸縮したもの及びその印影を電子計算機に記録したものを含む。以下同じ。)の印刷により公印の押なつに代えることが適当と認めて告示した文書については、その印影の印刷により公印の押なつに代えることができる。</p> <p>2 管理者は、印影及び印影の印刷をした文書の偽造及び不正使用等を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 管理者は、印影の印刷によることをやめたときはその旨を総務課長に通知し、かつ、当該印影が電子計算機に記録したものであるときにあつては、その記録を電子計算機から消去しなければならない。</p>

現 行								改 正							
別表第1 (第2条・第3条関係)								別表第1 (第2条・第3条関係)							
名称	ひな形	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者	名称	ひな形	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者
(略)								(現行に同じ。)							
広島市立学校長印	11~15	てん書	正方形	方21	一般文書	小学校	校長	広島市立学校長印	11~15	てん書	正方形	方21	一般文書	小学校	校長
						中学校								中学校	
広島市立学校長職務代行者印	16~20	てん書	正方形	方21	一般文書	高等学校	教頭(工業高等学校にあつては、全日制の教頭とする。以下同じ。)	広島市立学校長職務代行者印	16~20	てん書	正方形	方21	一般文書	高等学校	教頭
						特別支援学校								中等教育学校	
(略)								(現行に同じ。)							

平成25年11月19日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市立広島中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校に係る分掌事務を定めるものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成25年12月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 1 1 月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 5 0 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 3 号中「高等学校」の右に「、中等教育学校」を加え、同条第 6 項第 9 号及び第 1 0 号中「高等学校」の右に「及び中等教育学校」を加え、同条第 9 項第 1 号中「及び併設型中学校」を「、併設型中学校及び中等教育学校」に改め、同項第 2 号中「及び併設型中学校教育」を「、併設型中学校及び中等教育学校における教育」に改め、同項第 3 号から第 6 号までの規定中「及び併設型中学校」を「、併設型中学校及び中等教育学校」に改め、同項第 7 号及び第 8 号中「高等学校」の右に「及び中等教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

新旧対照表 (広島市教育委員会事務局事務分掌規則)

現 行	改 正
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校_____、特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制(学校給食センターを除く。)並びに教職員等の定数に関すること。</p> <p>(4)~(14) (略)</p> <p>6 学校教育部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(7) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定に関すること。</p> <p>(9) 学校備品の整備(高等学校_____の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(10) 学校備品台帳の整備(高等学校_____の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(11) 学校に備え付ける表簿(他課の所掌に属するものを除く。)の作成管理に関すること。</p> <p>(12) 課の庶務に関すること。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校及び併設型中学校_____の教育課程に関すること。</p> <p>(2) 高等学校及び併設型中学校教育_____の指導に関すること。</p> <p>(3) 高等学校及び併設型中学校_____の教育職員の教育課程に係る研修に関すること。</p> <p>(4) 高等学校及び併設型中学校_____の教育職員の派遣研修に関すること。</p> <p>(5) 高等学校及び併設型中学校_____の</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2~4 (現行に同じ。)</p> <p>5 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制(学校給食センターを除く。)並びに教職員等の定数に関すること。</p> <p>(4)~(14) (現行に同じ。)</p> <p>6 学校教育部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(7) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定に関すること。</p> <p>(9) 学校備品の整備(高等学校及び中等教育学校の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(10) 学校備品台帳の整備(高等学校及び中等教育学校の所掌に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(11) 学校に備え付ける表簿(他課の所掌に属するものを除く。)の作成管理に関すること。</p> <p>(12) 課の庶務に関すること。</p> <p>7・8 (現行に同じ。)</p> <p>9 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高等学校、併設型中学校及び中等教育学校の教育課程に関すること。</p> <p>(2) 高等学校、併設型中学校及び中等教育学校における教育の指導に関すること。</p> <p>(3) 高等学校、併設型中学校及び中等教育学校の教育職員の教育課程に係る研修に関すること。</p> <p>(4) 高等学校、併設型中学校及び中等教育学校の教育職員の派遣研修に関すること。</p> <p>(5) 高等学校、併設型中学校及び中等教育学校の</p>

現 行	改 正
<p>教科用図書の採択及び補助教材に関すること。</p> <p>(6) 高等学校及び併設型中学校 _____ の 入学者選抜に関すること。</p> <p>(7) 高等学校 _____ の課程等の設置 及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 高等学校 _____ の通学区域に関 すること。</p> <p>(9) 中高一貫教育に関すること。</p> <p>(10) 豊かな人間性を育む教育（道徳教育、人権教 育、平和教育及び国際理解教育等）の推進に関 すること。</p> <p>(11) 人権教育行政の総合調整に関すること。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>教科用図書の採択及び補助教材に関すること。</p> <p>(6) 高等学校、併設型中学校及び中等教育学校の 入学者選抜に関すること。</p> <p>(7) 高等学校及び中等教育学校の課程等の設置 及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 高等学校及び中等教育学校の通学区域に関 すること。</p> <p>(9) 中高一貫教育に関すること。</p> <p>(10) 豊かな人間性を育む教育（道徳教育、人権教 育、平和教育及び国際理解教育等）の推進に関 すること。</p> <p>(11) 人権教育行政の総合調整に関すること。</p> <p>10・11 (現行に同じ。)</p>

平成25年11月19日提出

広島市立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市立広島中等教育学校の設置に伴い、広島市立特別支援学校がその要請に応じて障害のある生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとされる学校に、中等教育学校を加えるものである。

2 改正内容

別紙のとおり

2 施行期日

平成25年12月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 1 1 月 日

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

広島市立特別支援学校学則（昭和 5 7 年広島市教育委員会規則第 2 1 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「又は高等学校」を「、高等学校又は中等教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

新旧対照表 (広島市立特別支援学校学則)

現 行	改 正
<p>(目的)</p> <p>第1条 広島市立特別支援学校 (以下「特別支援学校」という。)は、教育基本法 (平成18年法律第120号) に基づき、知的障害者 (学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第22条の3に定める知的障害者をいう。以下同じ。) に対して、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。</p> <p>2 特別支援学校においては、前項の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の要請に応じて、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>2 特別支援学校においては、前項の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。</p>

平成25年11月19日提出

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

広島市立広島中等教育学校の設置に伴い、指導が不適切である教諭等に、広島市立の中等教育学校の教諭等のうち、児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者を加えるものである。

2 改正内容

別紙のとおり

2 施行期日

平成25年12月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 2 5 年 1 1 月 日

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則（平成 2 0 年広島市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「高等学校」の右に「、中等教育学校」を加える

附 則

この規則は、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

新旧対照表（指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則）

現 行	改 正
<p>(指導が不適切である教諭等の定義)</p> <p>第2条 この規則において指導が不適切である教諭等とは、広島市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「広島市立学校」という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び常勤講師（条件附採用期間中の者及び臨時的任用者を除く。）のうち、児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者をいう。</p>	<p>(指導が不適切である教諭等の定義)</p> <p>第2条 この規則において指導が不適切である教諭等とは、広島市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「広島市立学校」という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び常勤講師（条件附採用期間中の者及び臨時的任用者を除く。）のうち、児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者をいう。</p>